

固定資産税の課税免除について

復興産業集積区域・企業立地促進区域・避難解除区域等・新産業創出等推進事業促進区域・市全域において、一定の事業の用に供する家屋の建設及び設備・土地を購入した事業者は、申請手続き等によって、固定資産税の課税免除を受けることができます。

◆ 要件等

＜対象区域＞(※1)	＜趣旨＞	＜対象事業者＞(※2)	＜対象資産の取得期間＞
復興産業集積区域 (市内 145 か所)	産業復興・企業立地促進、 農林水産業の再生、観光 関連産業の集積、観光客 の集客に資する事業者を 支援	「指定事業者事業実施計 画書」を作成し、市の指定 を受けた個人事業者又は 法人	平成 24 年 4 月 20 日～ 令和 6 年 3 月 31 日 (期間が延長されました。)
企業立地促進区域 (旧緊急時避難準備区域、 旧避難指示解除準備 区域、旧居住制限区域)	避難指示が解除された場所 等で新規立地する事業者を 支援	「避難解除等区域復興再 生推進事業実施計画」を 作成し、県の認定を受け た個人事業者又は法人	平成 25 年 6 月 10 日～ 令和 5 年 7 月 11 日 (期間が延長されました。) (旧緊急時避難準備区域は 平成 30 年 6 月 9 日まで)
避難解除区域等 (旧緊急時避難準備区域、 旧避難指示解除準備 区域、旧居住制限区域)	避難指示が解除された場所 等で事業再開する事業者を 支援	平成 23 年 3 月 11 日時点 で、避難解除区域内に事 業所を有していたことに ついて、県の確認を受け た個人事業者又は法人	平成 25 年 5 月 10 日～ 令和 5 年 7 月 11 日 (期間が延長されました。) (旧緊急時避難準備区域は 平成 29 年 3 月 30 日まで)
新産業創出等推進 事業促進区域 (市内 105 か所)	福島イノベ構想の重点分野 に係る新製品、新技術の 開発を支援【新設】	「新産業創出等推進事業 実施計画」を作成し、県の 認定を受けた個人事業者 又は法人	令和 3 年 4 月 20 日～ 令和 8 年 3 月 31 日
市全域	風評被害に対応する事業者 を支援【新設】	「特定事業活動指定事業 者事業実施計画」を作成 し、県の指定を受けた個 人事業者又は法人	令和 3 年 4 月 20 日～ 令和 8 年 3 月 31 日

※1 対象となる具体的な地名（地番）については、県及び市のホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

※2 対象事業者となるために必要な「指定」、「認定」、「確認」を受けるには、手続きが必要です。

手続きの方法については、県及び市のホームページを確認していただくか、お問い合わせください。

（裏面へ）

◆ 対象資産

- ①取得期間内に事業用として新設又は増設した家屋
- ②土地（取得日の翌日から起算して1年以内に①の家屋の建設に着手すること）
- ③償却資産（令和5年1月31日まで申告があるもの）

◆ 提出書類

- ・ 固定資産税課税免除申請書
- ・ 資産の取得が確認できる書類（土地については、家屋の建設の着手が確認できる書類も、併せて提出）
- ・ 市の指定書（復興産業集積区域）、県の「認定」（企業立地促進区域、新産業創出等推進事業促進区域）、「確認」（避難解除区域等）、「指定」（特定事業活動）を受けたことが分かる書類の写し

※このほかに必要な書類を提出していただく場合があります。

◆ 課税免除の期間

新たに固定資産税が課税されることになった年度から5年度分

◆ 課税免除の申請期限

令和5年3月20日（月）まで

◆ 問合せ

- ・ 南相馬市 総務部 税務課 資産税係（電話0244-24-5227）
- ・ 【県の「認定」、「指定」手続きに関すること】
 - ⇒ 相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（電話0244-26-1142）
- ・ 【避難解除区域内に事業所を有していたことについて、県の「確認」に関すること】
 - ⇒ 相双地方振興局県税部（電話0244-26-1126）

◆ その他

- ・ 対象事業者となった場合、国税（法人税・所得税）、県税（事業税、不動産取得税）においても優遇措置を受けられる場合があります。詳しくは、県及び市のホームページを確認していただくか、各該当機関へお問い合わせください。